

令和7年度 久御山町高齢者専用バス回数券等購入助成金制度

申請期間	令和7年4月16日(水)～令和8年3月31日(火)
事業目的	町内公共交通の利用促進と高齢者の外出支援を目的に実施。
対象者	<u>令和7年4月1日において70歳以上(昭和30年4月1日以前生まれ)</u> であり、久御山町住民基本台帳に登録されている方。
助成額	半額助成。ただし、申請期間内 2,500 円の助成を限度とします。 (申請期間内、バスとタクシー券を合計5冊まで半額で購入できます。)
申請手続	申請は、役場 1 階福祉課のみで受け付けています。 <u>本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど)</u> をご持参ください。 同一世帯の家族以外の方が申請される場合は、委任状が必要です。
回数券の種類	高齢者専用バス回数券 1,000円 /冊
	のってこタクシー利用回数券 1,000円 /冊
	※2種類とも、1冊に100円の回数券が11枚綴りとなっております。 ※バス・のってこタクシー回数券は 合計5冊 まで購入できます。

※申請手続き後の券種の交換、返金はできません。



お問い合わせ先: 久御山町役場 福祉課
TEL 075-631-9902 / 0774-45-3902